

『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 10 巻  
適正飼養指導論/動物生活環境学/ペット関連産業概論』  
(第 1 版第 5 刷)  
訂正とお詫び

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社 EDUWARD Press

2026 年 6 月 17 日

頁	記事タイトル	該当箇所	誤	正																													
p. vii	執筆者		松原 賢 帝京科学大学 講師	松原 賢 帝京科学大学 <b>非常勤</b> 講師																													
p. 32	適正飼養指導論 第 2 章動物終末期（飼い主）ケア	右段上から 7 行目	強制給仕	強制給 <b>餌</b>																													
p. 121	適正飼養指導論 第 5 章動物愛護 管理行政	表 1-5-1 上から 6 行目	（イ）第一種動物取扱業の種別 に係る地域および技術について 1 年間以上教育する学校などを 卒業	（イ）第一種動物取扱業の種別 に係る <b>知識</b> および技術について 1 年間以上教育する学校などを 卒業																													
p. 193	動物生活環境学 第 3 章	表 2-3-3	<p>表 2-3-3 犬猫の数値規制（1人あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022年6月以降</th> <th>2024年6月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">繁殖用</td> <td>犬</td> <td>25 匹</td> <td>15 匹</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>35 匹</td> <td>25 匹</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">販売用</td> <td>犬</td> <td>30 匹</td> <td>20 匹</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>40 匹</td> <td>30 匹</td> </tr> </tbody> </table>			2022年6月以降	2024年6月以降	繁殖用	犬	25 匹	15 匹	猫	35 匹	25 匹	販売用	犬	30 匹	20 匹	猫	40 匹	30 匹	<p>表 2-3-3 犬猫の数値規制（1人あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022年6月以降</th> <th>2024年6月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">繁殖用</td> <td>犬</td> <td>30 匹 (25 匹)</td> <td>20 匹 (15 匹)</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>40 匹 (35 匹)</td> <td>30 匹 (25 匹)</td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) 内は繁殖用の犬猫</p>			2022年6月以降	2024年6月以降	繁殖用	犬	30 匹 (25 匹)	20 匹 (15 匹)	猫	40 匹 (35 匹)	30 匹 (25 匹)
		2022年6月以降	2024年6月以降																														
繁殖用	犬	25 匹	15 匹																														
	猫	35 匹	25 匹																														
販売用	犬	30 匹	20 匹																														
	猫	40 匹	30 匹																														
		2022年6月以降	2024年6月以降																														
繁殖用	犬	30 匹 (25 匹)	20 匹 (15 匹)																														
	猫	40 匹 (35 匹)	30 匹 (25 匹)																														
p. 266	ペット関連産業 概論第 1 章ペッ ト関連産業にお ける職業倫理 (行動倫理を含 む)	p. 266CHECK! 1 行目	職業倫理＝とコンプライア ス？	職業倫理＝コンプライアンス？																													
p. 305	ペット関連産業 概論第 4 章動物 取扱業	ここが POINT 下から 2 行目	動物取扱者業	動物取扱業																													
p. 306	ペット関連産業 概論第 4 章動物	左段下から 4 行目	「動物の保護及び愛護に関する 法律」	「動物の保護及び <b>管理</b> に関する 法律」																													

	取扱業			
p. 308	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	左段下から1行目	・繁殖にかかる獣医師立の会	・繁殖にかかる獣医師の立ち会 い
p. 315	ペット関連産業 概論第4章動物 取扱業	左段最下行～右段上か ら3行目	・犬：1人あたり繁殖犬15頭、 販売犬等20頭が上限 ・猫：1人あたり繁殖猫25頭、 販売猫等30頭が上限	・犬：1人あたり20頭（うち繁 殖犬15頭）が上限 ・猫：1人あたり30頭（うち繁 殖猫25頭）が上限